

平成 20 年 12 月 16 日

各 位

会 社 名 イハラケミカル工業株式会社  
代表者名 取締役社長 望月 信彦  
(コード番号 4989 東証第 1 部)  
問合せ先 人事総務部長 大竹 秀夫  
(TEL. 03- 3822- 5223)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 16 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 1 月 27 日開催予定の第 44 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されること(いわゆる「株券電子化」といいます。)から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うのであります。また、変更に係る経過的な措置を定める附則を設けるものであります。

(2) 周知性の向上および手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、合わせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定時株主総会開催予定日： 平成 21 年 1 月 27 日 (火)

効力発生日： 平成 21 年 1 月 27 日 (火)

以 上

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定めこれを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告を行うことができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 13 条 当社の株券の種類、株主名簿記載事項の変更、单元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他の株式に関する諸手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第 3 章 株 主 総 会 (総会の招集)</p> <p>第 14 条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 15 条 当社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第 16 条～第 37 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 38 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行なうことができる。</p> <p>2. 期末配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第 3 章 株 主 総 会 (総会の招集)</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 14 条 当社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第 15 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 37 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行なうことができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</p>